

特集 《東南アジア・オーストラリアにおける知財》

東南アジア諸国連合とインドにおける 知的財産の保護—その急速な歩みと 発達をたどる



Gladys Mirandah^{*}, 会員 青木 武司 (訳)

はじめに

東南アジアの知的財産 (IP) の保護と商業化は、最近いまだかつてない勢いを示している。東南アジアの国々は IP に対する保護については比較的低い閾値しかないという悪評があったが、TRIPS 協定の後、東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)) の構成国、すなわちシンガポール、マレーシア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、およびベトナムは、自国の IP 体制を国際的な保護基準に合わせて調和させるという点で飛躍的に進歩してきた。シンガポールのような管轄地に至っては TRIPS 協定プラスに進む勇気を奮い立たせてきた (これは部分的には自由貿易協定 (FTA) を締結したことによるものであるが)。ASEAN のすべての加盟国において IP の法律を完全に調和させることはまだまだ遠い夢であるが、TRIPS 協定の要求のおかげで、付与される保護の最低基準の観点ではかなり一貫性があるものとなっている。これは確実にこの地域にとっての良き前兆である。IP 保護の拡大は、投資家の自信の増大につながり、研究開発に対してより多くの資金が流れ込む結果となる。資金の供給が増えると、最終的には繁栄する経済の積極的な成果となって出てくる。これは一般化した話ではあるが、これらの地域の政府が採用する政策が確かに IP 保護を真剣に考えていることを示唆しているように思えるのは事実である。アジアがいかにして投資先として浮上してきたか、多くの著者が筆をとって書いてきた。著者らはまたこれらの国々で GDP 成長の数字が桁外れに大きいことを称賛してきた。アジアの研究開発に投資する時はおそらく今を置いてないであろう。投資の増大の結果、研究の知的成果を保護し守る必要性が著しく高まっている。今後、企業は自らの IP 戦略の計画を注意深く立てる必要がある。

前述の動きに合わせて、前述の管轄地における裁判官が最先端の IP 紛争について審議しなければならないようになり、IP を取り巻く状況は相当発達してきた。Patrick Mirandah co. がシンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、およびインドで過去 25 年間以上、事務所のネットワークを構築してきた経験から、本稿では、東南アジアおよびインドにおける IP の保護と行使について最新情報を紹介し、主要な IP の法律の発展のスナップショットを提供するとともにこれらの国々の特許取得手続きの実情の鳥瞰図を提供する。特許によって付与される独占の期間は、IP 保護の他の形態に比べると比較的短い、最も強力であることには疑いはない。そのため、本稿の半分は特許にフォーカスを当てて書いている。本稿の 2 節では、特許だけでなく、商標や意匠にも関わる興味深い動きや事件の骨子を説明する。

1. 東南アジアとインドにおける特許取得手続きの形態を垣間見る

(I) シンガポール

シンガポールはたいへんユニークな「自己評価システム」を採用しており、審査結果が好ましくないものであっても、特許が付与されることがある。いったん特許付与されると、第三者はその特許を無効にするために特許庁または裁判所に取消を請求することができる。

(a) 出願の要件

明細書 (英語) を添えて出願する。形式要件に対する予備的な審査の後、出願は番号と出願日を付与される。

(b) 出願公開

優先日から 18 月経過すると、出願は公開され

^{*} バトリック・ミランダ社、シンガポール弁理士、シンガポール・ブルネイ弁理士

る。公開日は、特許権者の種々の権利が成立し始める日であるという意味において重要であるが、侵害訴訟は特許付与後に限り、開始することができる。

(c) 調査および審査

出願の次の段階は調査および審査である。出願人には、「ファーストトラック (fast track)」および「スロートラック (slow track)」を含む多数の選択肢のいずれかを選択する余地がある。それぞれに対する期限と要件は少しずつ異なる。「スロートラック」にしたがって進めたい場合、出願人は優先日から 39 月の延長不可の期限内に「延長申請 (Block Extension)」の請求をしなければならない。

次の表は、出願人が利用できる調査と審査の選択肢を要約したものである。

調査および審査のオプション		期限 (優先日から)	
		ファーストトラック	スロートラック
1	i) 調査報告を請求し、その後、 ii) 審査報告を請求する	13 月	13 月
2	調査報告および審査報告を同時に請求する	21 月	39 月
3	対応する国際出願または AU, CA, JP, NZ, GB, US, EP (EP 出願は英語でなければならない) における国内出願の調査報告に基づく審査報告を請求する	21 月	39 月
4	オプション 3 に列挙した国からの所定の情報 (たとえば最終審査結果または付与された特許のコピー) を提出する	42 月	60 月
5	IPRP に依拠する旨を請求する (PCT の国内移行出願にのみ適用可能)	42 月	60 月

シンガポール知的財産権庁 (Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)) は自分で調査および審査を行わず、オーストリア特許庁、デンマーク特許庁またはハンガリー特許庁のいずれかに委託する。

(d) 補正

特許法は出願に対する特許付与前の補正の機会を定めており、補正は特許付与手数料の納付前にしなければならない。出願人はまた、調査および

審査の段階で明細書を補正することが許される。さらに、特許付与後の補正も可能である。

(e) 分割出願

「発明の単一性」の拒絶理由がある場合、その瑕疵をなくするために分割出願することができる。分割出願は、当該特許出願に対する特許付与手数料の納付前であって、当該特許出願が有効に係属中である間に出願しなければならない。

(f) 回復

失効した出願は回復することができないが、失効した特許は、その失効の理由が年金の未納付であった場合は、回復可能である。追加料は遅延した各月分を支払わなければならない。

(g) 異議／無効

特許付与前の異議の機会是与えられていないが、特許付与後の取消を請求することができる。取消請求はシンガポール知的財産権庁に請求するか、または、高等裁判所に対して侵害訴訟における防御として請求することができる。

(II) マレーシア

(a) 出願の要件

(i) 委任状

一般に、委任状は出願時に提出しなければならないが、後日提出することもできる。

(ii) 出願人の権利を正当化する陳述 (Statement Justifying Applicant's Right (SJAR))

この陳述は、出願人がどのようにして特許出願をする権利を取得したかを説明する。これは譲渡証などを意味する。

(iii) 出願人の詳細および発明者の詳細

出願および関連する陳述または書類は、公用語 (マレー語) または英語で提出しなければならない。

(b) 出願公開

マレーシア特許出願は、当該特許出願の優先日または出願日から 18 月後、所定の手数料を納付して公開される。

(c) 補正

出願人は特許付与前、出願を補正することができる。付与された特許に対して、特許付与後の補正は、その補正が当初の開示範囲を超えないもの

であるなら、許される。

(d) 分割

出願人は、最初の審査報告の発送日から3月以内に自発的に分割出願をするか、発明の単一性がない旨の審査官の調査結果における拒絶理由に応じて分割出願をすることができる。

(e) 回復

マレーシア特許法は、国際出願が、マレーシアにおける国内段階に入るのを取り下げたとみなされた場合の回復の機会を与えており、国内移行の請求と手数料の納付ができなかった理由を述べた文書による陳述を提出することにより回復することができる。出願の回復は、与えられた期限を守ることができなかった理由がなくなった日から2月以内、または、与えられた期限の経過の日から12月以内になされなければならない。

(f) 審査

現在、マレーシアは、「通常」および「修正」審査の機会を与えている。特許法（改正）規則2011が2011年2月15日から施行されており、パリ条約および／または非PCT出願に対する通常実体審査を請求する期限は、従前はマレーシア出願の出願日から2年の猶予期間があったが、改正後はマレーシア出願の出願日から18月に削減された。

特許法（改正）規則2011は優先審査の機会を与えており、実体審査を請求した出願人は優先審査を請求できる。優先審査に基づく審査報告に対する応答期限は、通常の審査と比較して短く、出願人は、審査報告の発送日から3週間以内に、意見と補正を提出する。通常の審査または非優先審査にもとづいて発行される調査報告に関しては、出願人の応答期間は、規則の改正前は3月であったが、改正後は審査報告の発送日から2月になった。

マレーシア国内段階出願に対しては、通常または修正実体審査を請求する期限はPCT出願の出願日から48月である。審査の繰り延べが請求された場合は、通常または修正実体審査の請求は、パリ条約および／または非PCT出願に対してはマレーシア出願の出願日から60月以内、マレーシア国際段階出願に対してはPCT出願の出願日から60月以内にななければならない。

審査請求すると、出願は審査される。出願人

は、審査報告に応答するために3月与えられ、最大9月まで延長を請求することができるが、延長は一回に限り、請求することができる。

(g) 異議／無効

マレーシアでは特許庁に対して異議または無効を請求する機会はない。第三者は司法手続きを通して無効を求めることができる。

(Ⅲ) インドネシア

3つのタイプの特許出願を出願できる。パリ条約または非パリ条約の特許出願、PCT国内段階、および簡易特許（Petty Patent / Utility Model / Simple Patent）出願である。

(a) 出願の要件

(i) パリ条約または非パリ条約出願

委任状および明細書（英語）を提出する必要がある。出願は優先権の基礎出願から12月以内にしなければならない。優先権証明書は、優先日から16月前に提出しなければならない。

(ii) PCT国内移行

委任状、国際公開および出願書類（英語）を提出する必要があるが、国際公開の発行よりも前に国内段階に移行することも可能であり、その場合は後日国際公開を提出する。

(iii) 簡易特許

上述と同様。

(b) 出願公開

出願は出願日から18月後に公開される。第三者は特許付与の前に文書で異議を申し立てることができる。

(c) 審査

実体審査の請求は優先日から36月を経過する前に提出しなければならない。簡易特許の場合、審査請求は出願日から6月までにしなければならない。オフィスアクションに対する応答はオフィスアクションの発行の日から3月以内に提出しなければならない。

(d) 補正

明細書に対する補正が許される。

(e) 分割

他の管轄区域の場合と同様、「発明の単一性」の拒絶理由を解消するために、分割出願をすることができる。

(f) 審判

審判は特許審判委員会 (Patent Appeal Commission) に対して請求することができるが、拒絶査定から3月を経過する前にしなければならない。さらなる不服は、商事裁判所 (Commercial Court) に申し立てることができる。

(g) 年金

年金は特許付与時に納付できる。最初の特許料は出願日から特許付与の日までを計算し、特許付与の日から遅くとも1年以内に納付しなければならない。それ以降の各年の特許料は、遅くとも特許付与の日と同じ日に納付しなければならない。年金が3年にわたって支払われない場合、特許は消滅したものとみなされる。

(h) 回復

回復は全体的または部分的に可能である。

(IV) フィリピン

フィリピンは近年、先願主義を採用した。特許出願が出願されると、自動的に方式審査を受ける。方式要件を満たすと、当該出願が割り当てられる技術分野の調査と分類がなされる。

(a) 出願の要件

(i) 通常の特許出願

規則によれば、完全な特許出願は次の書類を含む。

- ・署名された委任状
- ・明細書、クレーム、および要約
- ・正式の図面
- ・優先権証明書 (該当する場合)

出願日または優先日から18月後、未審査の出願および対応する調査結果は、実体審査に先立ち、電子公報で公開される。これは最初の公開日であり、この日は、実体審査の請求をすべき期間の6月を数えるための起点となる。

(ii) フィリピン国内移行

PCT 国内移行出願に対しては、国際出願日または優先日から30月以内に次の書類を提出しなければならない。

- ・署名された委任状
- ・PCT IB/308 (指定官庁への国際出願の送達通知) の写し
- ・PCT IB/304 (優先権書類の提出又は送付の

通知) の写し (該当する場合)

- ・RO101 Request (国際出願の願書) の写し
- この30月の期限は、通常の出願料金の50%に相当する遅延出願の追加料金を納付することを条件に30日の期間、延長することができる。実体審査の請求はフィリピン国内移行から6月以内にしなければならない。

(b) 審査

特許出願の実体審査は出願日から通常、24月以内に開始される。審査官は通常、国際調査報告を利用可能である場合は、国際調査報告の提出を要求する。外国特許が既に付与されているなら、審査官は、外国特許にフィリピンのクレームを合わせることを望むか、出願されたクレームにもとづいて実体審査を進めるかのいずれかを選ぶことのできる選択肢を出願人に提供する。

出願公開後、何人も当該発明の特許性に関して文書で見解 (第三者見解) を提出することができることは留意するに値する。第三者見解は審査官の注意を喚起し、出願人に通知される。出願人はその見解についてコメントすることができる。

オフィスアクションが発行されると、出願人はそれに対して応答するために2月の期間を与えられる。延長料金を納付すれば、1回につき2月の期間延長を2回まで利用できる。

審査官が発明の特許性について納得したなら、許可通知が発行される。特許が付与されると、二度目の電子公報の形で特許が公開される。

(c) 年金

通常の出願の場合、最初の公開日から4年を経過すると、最初の年金 (5年度分の年金とも呼ばれる) を納付しなければならない。

PCT 出願の場合は、最初の年金 (5年度分の年金) は国際公開日から数えて4年経過すると納付しなければならない。

(d) 補正

補正は、その補正が出願当初の開示範囲を超えた新規事項を含まないものであるならば、特許付与前で出願が係属している間はいつでもできる。

(e) 分割出願

分割出願は、分割出願が当初の出願の開示範囲を超えないならば、出願の分割要求が確定したときから4月以内に出願できる。分割出願は当該特

許出願と同じ出願日を認められる。

(f) 回復

特許出願が徒過する理由として、特許庁による審査の係属中にオフィスアクションに対して応答しなかった場合と、特許権者が特許を維持するために年金を期限内に納付しなかった場合のいずれかがある。

前者の場合は、出願は、放棄の通知の発行から4月以内に回復の請願書を提出することにより回復することができる。回復の請願書には、未処理のオフィスアクションに対する応答を添付すべきである。後者の場合、特許権者は、未納付通知(Notice of Non-Payment (NNP))の発行から6月以内に納付すべき年金を納付することにより、徒過した特許を回復することができる。

(g) 異議/取消

何人も必要な料金を納付すれば以下の理由のいずれかにより特許を取り消すことを申し立てることができる。

- ・発明としてクレームされた事項が新規でないか、特許を受けることができるものではない、
- ・特許は当業者が実施できる程度に十分に明確かつ完全には発明を開示していない、または、
- ・特許は公序良俗に反する。

取消は、知的財産庁法務局(Bureau of Legal Affairs of the Intellectual Property Office (BLA-IPO))または訴訟当事者の一方に対して管轄権を有する地方裁判所(Regional Trial Court (RTC))に請求することができる。知的財産庁法務局および地方裁判所は、対等な管轄権をもつ裁判所とみなされる。しかしながら、一方の裁判所において取消を請求すると、他方の裁判所において同じ取消を請求することは禁じられる。

(V) タイ

(a) 予備審査

特許出願は最初に予備審査を受ける。欠陥があるとわかった場合、知的財産局(Department of Intellectual Property (DIP))は、90日以内にその欠陥を治癒するよう出願人に通知を発行する。

(b) 出願公開

予備審査が完了すると、出願公開の命令が発行される。出願公開に先立ち、出願人は知的財産局

から60日以内に公開手数料を支払うことを指示するレターを受け取る。出願人が与えられた期間内に公開手数料を納付しない場合、さらに60日の期間を指定して納付を完了するように指示する2回目のレターが出願人に発行される。出願人が2回目のレターにも従わなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(c) 実体審査の請求

出願人は、出願公開の日から5年を超えない期間内に実体審査の請求をする。審査請求しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。ただし、異議または審判が請求された場合は、実体審査の請求に対する期限は、最終決定がなされた日から1年以内の期間になる。そのような場合でも、出願人が1年の期間内に実体審査の請求をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(d) 異議

出願公開の日から90日の期間、何人も、a)出願人よりも自分が発明について特許を受ける権利をもつと考えるか、b)発明/出願が、新規性および/または進歩性の欠如など特許法に反していると考えたら、異議の申し立てをすることができる。出願人は、異議の通知を受けた日から90日を超えない期間内に裏付けとなる証拠を添えて異議に反論しなければならない。さもなければ出願は放棄されたものとみなされる。異議決定に対しては不服申立ができる。

実体審査に成功すると、実体審査報告が長官になされる。出願に特許を付与する旨の長官の命令を受けると、出願人は60日の延長不可の期間内に特許料を納付するように指示される。出願人が与えられた期間内に特許料の納付をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(e) 補正

出願に対する補正は、その補正が発明の本質を広げたり、拡張するものでないならば、係属期間中はいつでもすることができる。

(f) 分割出願

分割出願は、審査過程で発明の単一性が欠如していることがわかった場合に、審査官の命令にしたがって出願することができる。分割出願は、かかる命令を受けた日から120日の期間内にしなけ

ればならない。

(VI) インド

(a) 要求される出願書類

パリ条約および非パリ条約出願要件

発明者および出願人の詳細、

英語またはヒンディー語の明細書、および

優先権主張の詳細（もしあれば）。

正式に捺印され公証された委任状、

他の国における対応出願の詳細および公証された譲渡証書または正式に署名された Form 1 は、出願日から 6 月以内に提出することが要求される。

PCT 国内移行

PCT 公開公報およびその英語翻訳（英語で公開されていない場合）、

正式に捺印され公証された委任状、

他の国における対応出願の詳細および公証された譲渡証書または正式に署名された Form 1 は、国内移行の日から 6 月以内に提出することが要求される。

優先権書類の提出又は送付の通知 (PCT/IB/304)

(b) 審査

審査請求は優先日から 48 月以内にしなければならない。

現在、最初の審査報告 (First Examination Report (FER)) が発行されるまでに約 3 年かかる。いったん FER が発行されると、出願人は FER で挙げられた懸案事項に対処するために 12 月の延長不可の期間が与えられる。応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。12 月の期間内に、さらなるオフィスアクションが発行されることがある。すべての拒絶理由を 12 月の期限までに解消しなければならない。

(c) 出願公開

出願は優先日から 18 月で公開される。公開されると、出願は公衆に閲覧され、何人も文書で公開日から 6 月以内または特許付与前のいずれか遅い方までに出願に異議を申し立てることができる。さらに、特許公報の発行後、12 月の異議申立期間がある。異議が拒絶されると、3 月の期間内に不服を申し立てることができる。

(d) 補正

補正は請求により、特許付与後を含み、いつでも提出できる。

(e) 分割出願

分割出願は、特許出願の係属期間中にいつでも出願できる。

(f) 回復

回復は、意図せず特許年金の納付をしなかった場合にのみ可能である。

(g) 知的財産審判部への訴え

出願人は知的財産審判部 (Intellectual Property Appellate Board (IPAB)) に決定について上訴することができる。成功しなかった異議申立人は、当事者が「利害関係者」であるなら、特許付与後異議を申し立てることができる。成功しなかった異議申立人が「利害関係者」でない場合、裁判所を通して訴えることができる。特許付与後異議は、特許付与の日から 12 月以内に「任意の利害関係者」が申し立てることができる。監督官は、異議部を指名して事件を調査させ、成果を提言させる。特許権者または異議申立人は IPAB の決定に対して上訴することができる。

(h) 年金

特許が 20 年の存続期間を満了するまで年金を納付することにより、発行された特許を維持するのは特許権者の責任である。年金は特許の第 3 年から支払うべきであるが、特許が付与されたときのみ納付可能である。特許権者は、すべての滞納した年金を納付するために、特許付与の日から 3 月を与えられる。

(i) 発明の実施

すべての特許権者および実施権者は、特許発明が、前年の暦年に対して毎年 3 月 31 日までにインドで商業的な規模で実施される規模についての声明を提供する義務がある。

(VII) ベトナム

ベトナムは先願主義を採用している。出願すると自動的に方式審査がなされる。ベトナム国家知的財産権庁 (National Office of Intellectual Property (NOIP)) は、出願日または NOIP がすべての必要書類を受理した日から 1 月以内に方式審査を行う。特許出願が公式に受理されると、受理通知が発行さ

れる。実体審査の請求は最先の優先日から 42 月以内に NOIP に提出しなければならない。

(a) 出願の要件

ベトナムへの国内移行の場合、PCT 公開公報、英語の翻訳文（英語以外の言語で公開された場合）、および明細書のベトナム語の翻訳文が出願時に要求される。正式に署名された委任状は、出願後でも優先日から 34 月以内であれば提出することができる。NOIP は、国際事務局に記録された書類と同じ書類の提出は求めない。出願人／発明者の詳細の変更および明細書の自発補正は、国内移行時に出願書類に含めることができる。

パリ出願または非パリ出願の場合、出願人および発明者の詳細、優先権の基礎出願の詳細（該当する場合）、英語の明細書の写し、および明細書のベトナム語翻訳が要求される。正式に署名された委任状および優先権証明書は、出願後、出願日から 3 月以内に提出することができる。

(b) 出願公開

出願が受理されると、出願は優先日から 19 月後に公開される。

(c) 補正

補正は特許付与前、いつでもできるが、実体審査の間は、補正はオフィスアクションの発行から 1 月以内に提出することができる。

(d) 分割出願

分割出願は、特許付与前、いつでもできる。

(e) 回復

特許の回復は、年金の不払いを理由としたものに限られ、期限から 6 月以内に可能である。

(f) 異議

出願の公開日から保護証明 (Protection Title) を付与する旨の決定の日より前に、第三者は特許庁に異議を申し立てることができる。異議は審査官によって考慮される。NOIP が出願人に異議を通知する期間は、第三者の異議を受理した日から 1 月である。NOIP の通知に対する応答の期限は、通知の日から 1 月である。異議を決定する際、特許局長は、出願人および第三者の双方の議論とともに外国特許庁の審査結果を用いる。審判は審判部に請求できる。さらなる審判は科学技術省 (Ministry of Science and Technology (MOST)) または行政裁判所に請求できる。科学

技術省の決定は最終で拘束力がある。

2. 東南アジアにおける IP 動向

(I) インドネシア

(a) 特許－インドネシアにおける特許取消

インドネシアの裁判所が特許事件に判決を下す機会はめったにない。しかし、最近はいくつかの事件があり、興味深い問題を提起している。そのような事件の一つに *Pt. Barata v Poltak Sitinjak*. *Pt. Barata* 事件 [最高裁判決番号 21K/N/HAKI/2007] があり、Poltak Sitinjak (被告) の名義で登録された特許について新規性がないという理由で争われた。「自動ごみフィルタ機械」に関する発明であり、原告によれば、韓国とインドネシアの両方で長らく使用されており、したがって新規性がなかった。その主張を確立するために、原告の証拠は、インドネシアの当該特許の出願前に、韓国企業が問題になっている機械を被告の姉妹会社に提供してきたことを主張する韓国企業の宣誓供述書からなるものであった。したがって、技術は当時の技術水準の一部をなすものであった。最高裁判所は詳細な分析をして、当該特許は新規性がなく、したがって取り消されるべきであるという結論に達した。先例がないため、この事件において採用されたアプローチがすべての事件に一貫して提供されることになるとは明確に述べることはできない。しかし、このアプローチが今後も続くことは合理的な確からしさをもって言うことができる。

(b) 商標－Gramoxone v. Primaxone 事件：Syngenta が画期的勝利を収めたインドネシアの 2 つの商標のよじれた物語

「周知」商標の概念は、1883 年のパリ条約にまで遡ることができる。周知商標の認定と保護に関する特定の仕組みはたいいていの裁判管轄において未発達の段階にある。

多くの国は、周知商標の登録／記録の十分に発達した仕組みを提供していない。そのような裁判管轄では、相も変わらず、標章が「周知」と立証されるのは、訴訟を通してだけであり、多数の証拠を挙げなければならない。これはインドネシアでも同じである。

原告 Syngenta Ltd and Pt Syngenta Indonesia

(まとめて「Syngenta」と呼ぶ)と被告 Pt Centa Brasindo Abadi (「PT Centa」)の間の歴史的な侵害訴訟事件が大きな後押しとなって、周知商標が正当に認定されるようになった。Syngentaは「GRAMOXONE」という商標 [Case No. 71/Merek/2009/PN.Niaga.Jkt.Pst]の所有者である。2006年、PT Centaは、「GRAMOXONE」とは直接的に競合する標章「PRIMAXONE」を有する殺虫剤製品を発表した。2004年と2007年に「PRIMAXONE」の登録に繰り返し失敗したにもかかわらず、PT Centaは殺虫剤製品を市場に提供し続け、Syngentaが侵害を申し立てるに至った。

インドネシアでは、一般に、侵害の成立を立証するには非常に高いレベルの音声的類似が要求される。本件の場合、標章は「GRAMOXONE」に視覚的にも音声的にも類似するが、同一ではなく、したがって侵害基準を満たさないように巧妙に偽装されていた。このことはSyngentaが先の商標登録だけを根拠に侵害を主張する上で支障を来すものであった。そのため、Syngentaの弁護士は、本事件を「周知商標」の概念にもとづいて扱わざるを得なくなった。

「GRAMOXONE」の広告費用、売上収益、各国の登録、および他の同様の情報を含む関連証拠が裁判所に提出された。裁判所は、当該殺虫剤の消費者はあまり読み書きのできない農民であり、「PRIMAXONE」は標章「GRAMOXONE」と似た音、外観、印象を持つため、農民らは「GRAMOXONE」と「PRIMAXONE」を混同する傾向があるという事実気づいた。そこで、裁判所は、商標「GRAMOXONE」の周知性に照らして、公の秩序にしたがって「PRIMAXONE」は侵害を構成するものとみなした。

(II) マレーシア

(a) 特許一元従業員が「豊富な知識」を用いて「再発明」

マレーシアの高等裁判所がマレーシアのタイ (Tai) 一族に関する特許紛争 [*Soon Seng Palm Oil Mill (Gemas) Sdn. Bhd. and others v. Jang Kim Luang @ Yeo Kim Luang and others*, Suit No. D-22(IP)-337-2006] について判決を出した

ことで2011年が始まった。この訴訟は、「ヤシ油が果実から抽出された後に残る廃棄物から内在する繊維を抽出すること」に関する製法特許をめぐる争いとして繰り広げられた。空のヤシ油の果実に内在する繊維はリサイクルされて、中密度繊維 (medium density fiber (MDF)) 木板やマルチングマットになる。

Soon Seng Group of Companies (原告)は、マレーシアの最大で最も多角的な民間企業の一つである。彼らのビジネスは、天然ゴムとヤシ油のプランテーション、金融サービス、ホテル、精油、製造、輸送、貿易、および土地開発を含む。原告は、マレーシアのタイ一族によって支配されている。

Jang Kim Luang 女史 (被告)は、Tai Swee Kian 氏の元妻である。二人が夫婦であった良き時代には、被告はSoon Seng ヤシ油部門の最高経営責任者 (CEO) として雇われていた。彼女はまた会社の取締役でもあった。彼女が元夫の一族のビジネスに従事する前は、Kim 女史は、Ecofibre Technology と呼ばれる会社を設立し、ヤシ原油、ヤシの実の製粉と販売、バイオマス油のリサイクルに関わっていた。したがって、彼女が、マレーシアの最大のヤシ油プランテーションのいくつかを所有するタイ一族と結婚することは、理想的な結合であると思えた。

Kim 女史は、1994年に原告と雇用契約を結んだ。契約の条項によれば、被告は、(a)第三者に秘密情報を開示してはならないこと、(b)退職時には原告にすべての所有物と秘密情報を返却しなければならないこと、(c)誠実に行動し、Soon Seng ヤシ油部門の最大の利益のために行動するべき信義義務があることが定められていた。

雇用期間中、被告は原告の取締役に接触し、ヤシ油の木の果実から価値のある油を抽出した後に残された空の果房 (empty fruit bunches (EFB)) をリサイクルするためには何かすべきであると提案した。彼女は、リサイクルが利益を生む事業になる方法を見つけることを決めた。Kim 女史は成功したが、Tai 氏との結婚はあまりうまくいっていなかった。離婚の後、被告は、彼女が原告のもとで働いていたときに開発したのと全く同じ製法の特許を取得した。さらに、彼女は自分の

古い会社である Ecofibre Technology を通してその製法を用いて製造されたマルチングマットを販売した。

得られた証拠にもとづいて、裁判官は、(a)その重要な時点で被告は確かに原告の雇用者であったこと、(b)彼女が本発明の所有権を主張する資格があったことを示唆する内容は彼女の契約の中に何もなかったこと、(c)本発明に関するすべての情報は本来秘密であったこと、(d)秘密を保護し維持するのは Kim 女史の義務と責任であったこと、および(e)被告は、当該情報を第三者に開示することによって彼女の守秘義務に違反したことを認定した。

原告のもとを退職後、Kim 女史は自分の「豊富な知識 (stock knowledge)」を用いて特許発明を開発したのだという被告の主張を裁判官は退けた。その代わりに、裁判官は、その製法が発明された期間、被告の雇用者であった原告は、当該特許の所有権を取得する資格があると決定した。

(b) 商標—元ライセンシーに対する高等裁判所での争いに巻き込まれたプレイボーイ社

Playboy International Inc. (原告) は、2010 年、*Playboy Enterprises International, Inc. v. Zillion Choice Sdn. Bhd. and Group Thirty-Six Sdn. Bhd.* [Suit No. (IP) D5-22-996-2007] 事件において、彼らの元マレーシア人ライセンシーである Zillion Choice (被告) に対する高等裁判所での湯気の立ちこめる争いに巻き込まれた。プレイボーイ社は Zillion が次のものを販売したと主張した。

- ・(ライセンス契約に定めた地域ではない) 日本におけるプレイボーイの商標を付した商品、
- ・原告によってデザインされ、製造され、承認されたものではないプレイボーイの商標を付した靴、および
- ・ライセンス契約の満了後のプレイボーイ製品。

Playboy と Zillion 間の関係は必ずしもとげとげしいものではなかった。2005 年には、原告は、被告と 4 つのライセンス契約を結び、Zillion に (i) 女性用のアクセサリ、衣服、宝飾品を販売し、(ii) プレイボーイの小売店を開くライセンスを与えた。ライセンス契約が定めた地域はマレーシア、シンガポール、インドネシア、およびフィリピンのみであった。

トラブルは 2007 年に始まった。Zillion が、ライセンス契約で承認した地域ではない日本でプレイボーイの商標を付した商品を販売しているという証拠を得た後、Playboy はライセンス契約を打ち切った。さらに、売られた商品は原告によってデザインされ、製造され、承認されたものではないから、偽造品であった。契約条項にしたがって、Playboy は Zillion に彼らのプレイボーイ店を即座に取り壊し、原告の製品の販売をやめるように命令した。

双方のストーリーをヒアリングした後、裁判官はこの争いから二つのコアとなる問題を抽出した。すなわち、被告は、(1)ライセンス契約に違反したか？(2)原告の商標を侵害したか？

ライセンス契約の違反を証明する証拠として、原告は、日本で購入したとされる 19 点の衣服を提出し、Zillion が日本の店にこれらの衣服を提供したと訴えた。マレーシアの裁判官は、裁判所で衣服を単に提示するだけでは、当該衣服が現実に日本で取得または購入されたという十分な証明とはならないと考えた。さらに、これらの商品の出所が Zillion であるという証拠がないとした。そのため、証拠は伝聞証拠とみなされ、裁判所では証拠として認められなかった。Zillion による日本での販売を証明する証拠がなかったため、裁判官は Playboy によるライセンス契約の打ち切りは無効であり違法であるとみなした。

商標権侵害の問題は、被告が明らかに(マレーシアで)販売した靴をめぐって繰り広げられた。この靴はプレイボーイの商標を表示していたが、原告のデザインチームによって承認されたものではなかった。マレーシアの商標法は、商標権の所有者(たとえば Playboy Inc.)は、登録された所有者(Playboy Inc.)が登録された利用者(Zillion)により提供される商品の品質管理を保持し行使するという条件のもとで、商標を使う権利を何人(たとえばライセンシー)にも付与することができるとしている。

原告は、厳密なデザイン承認プロセスをもっており、ライセンス契約には、Zillion がそれを遵守しなければならないと規定されていた。被告は、プレイボーイのデザイン承認チームの Aaron Duncan 氏がマレーシアのプレイボーイ店を 2005

年から2006年の間に3回訪問したが、原告は未承認の靴について何もコメントしなかったと反論した。このように、原告は被告の靴を黙諾していた。

しかしながら、裁判官は、Duncan氏の店舗訪問は、彼が未承認の靴を確かに見たことの十分な証拠にはならないと判断した。したがって、裁判官は、被告は原告の商標を侵害したと認定した。

(Ⅲ) フィリピン

(a) 特許

フィリピン最高裁判所は最近 *Phil Pharmawealth, Inc v. Pfizer, Inc. and Pfizer (Phil.) Inc, G.R. No. 167715, 17 November 2010* 事件で興味深い問題に直面した。特許期間満了後の特許に関して差し止め命令を与えることが許されるかどうか？

本事件は、*Unasyn* というブランド名で販売されたアンピシリン・ナトリウム／スルバクタム・ナトリウム（「スルバクタム アンピシリン」）（以下、「SA」と呼ぶ）という物質に関するフィリピン特許証 No. 21116 に関係するものであった。対象特許は1987年7月16日に発行され、古い特許制度のもとでは発行の日から数えて17年すなわち2004年7月16日までの保護期間をもっていた。

2003年のあるとき、Pfizerは、Phil Pharmawealth, Inc.（以下「Pharmawealth」という）がPfizerの同意を得ずに、いくつかの病院に「SA」を供給するために入札を行っていたことを知るに至った。病院がPharmawealthの入札を受理しないように働きかけるが、うまくいかなかったため、Pfizerは知的財産庁法務局（Bureau of Legal Affairs of the Intellectual Property Office (BLA-IPO)）に特許侵害の訴えを起こした。仮差し止めが90日間発行された。その期間が満了する前に、Pfizerは仮差し止め命令の延長の申し立てをしたが、却下された。法的に不当な扱いを受けたPfizerは、事件の移送命令書を求める特別な民事訴訟を控訴裁判所（Court of Appeals(CA)）に起こし、BLA-IPOの決定を非難し、BLA-IPOによって発行された仮差し止め命令の回復と延長に対する仮強制命令を発行する

よう懇願した。

その間、Pfizerはマカティ市の地方裁判所（Regional Trial Court (RTC)）に訴えを起こし、侵害と不正競争を申し立て、一時的禁止命令と仮差し止め命令の発行を求めた。

Pharmawealthはその後、「フォーラムショッピング」を理由に控訴裁判所に原告の訴えを却下すべき旨の申し立てを行い、地方裁判所に訴えを起こした事件も同じ目的をもつものであると主張した。

2005年1月18日、控訴裁判所は、Pfizerが保証金を払うことを条件に一時的禁止命令の発行を命令する問題の判決を出した。それに対して、Pharmawealthは、Pfizerの特許が既に期間満了したと主張し、空理空論で非現実的であるとして原告の訴えを却下すべき旨の2回目の申し立てを行った。一時的禁止命令によって保護されるべき特許権は既に消滅していた。

最高裁判所による決定

Pharmawealthは本件をフィリピン最高裁判所に上告し、2005年1月18日、控訴裁判所の判決の正当性に異議を唱えた。フィリピン最高裁判所は、特許権者の排他的権利は特許の保護期間にのみ行使しうると裁定した。

Pfizerが特許の対象製品を独占できる排他的権利は、特許の期間内すなわち2004年7月16日までに限られる。この期間の経過後は、Pfizerは独占権をもちや所有しない。そのため、禁止命令または差し止め命令を発行する根拠はもはや存在しない。当初BLA-IPOが差し止め命令を発行する根拠であった特許は、もはや有効ではなかったため、差し止め命令の有効期限を延長することの正当性に関する問題は既に空理空論で非現実的であった。RA 166のSection 37は、「特許権者が特許された製品、部品、製法を生産し、利用し、販売する排他的権利は、特許の存続期間に限り存在する」と明確に規定する。

地方裁判所とBLA-IPOは、侵害事件に対して対等の管轄権をもつ裁判所であると考えられるが、法的に不当な扱いを受けた当事者はその苦情を申し立てるためにただ一つのフォーラムを選ぶことができる。

(b) 商標— E のある DERMALINE と E のない DERMALIN, どちらがどちら?

最高裁判所は, *Dermaline, Inc. v. Myra Pharmaceuticals, Inc.* G.R. No. 190065 事件において, 商標法に關係するいくつかの重要な原則を考慮した。Dermaline は「DERMALINE DERMALINE, INC.」についてフィリピン知的財産庁に商標出願した。Myra Pharmaceuticals, Inc. (「Myra」という) は, 1986 年から登録されており, 1977 年以来広く使用してきた自己の標章「DERMALIN」についての自己の権利にもとづいて当該出願に異議を申し立てた。フィリピン知的財産庁は異議を認め, Dermaline の商標出願を拒絶した。

Dermaline は敗北を認めず, 控訴した。Dermaline は二つの標章は表示において異なることを主張した。さらに, 標章「DERMALINE DERMALINE, INC.」は第 44 類のサービス(すなわち, 様々なスキントリートメント)に適用されているのに対して, 標章「DERMALIN」は第 5 類のスキン医薬製品に適用される。

申し立てを決着させるために, 裁判所は, 混同の可能性を決定するための二つのテスト, すなわち(1)全体テスト(Holistic Test)と(2)要部テスト(Dominancy Test)を議論した。全体テストは, ラベルやパッケージを含め, 製品に適用される標章の全体を分析する。他方, 要部テストは, 価格, 販路および市場区分のような要因はほとんど重視せずに, 競合する標章の必須または支配的な特徴に焦点を当てる。裁判所は, 要部テストは今ではフィリピンの知的財産法に規定され, 明示的に導入されていることを強調した。

裁判所は要部テストを適用して, Dermaline の商標登録の拒絶を支持した。競合する二つの標章はほとんど同じスペリングであり, 同じ発音であることから, 混同の可能性は明らかであると結論づけた。

裁判所は, Dermaline のサービスは Myra の製品とは別の異なる区分(類)に属するという Dermaline の立場については, 両者の区分(類)はどちらもスキントリートメントに関するものであるという理由で退けた。Dermaline のスキントリートメントと Myra のスキン医薬製品は密接に

關係した商品である。それゆえ, 裁判所は, 二つの標章がたとえ異なる市場区分に異なる価格レベルで提供された製品またはサービスに用いられたものであったとしても, 登録された商標の所有者は自己のビジネスを通常に拡大する可能性に対して保護を享受すると結論づけた。

公衆の混同を避け, Myra の登録商標「DERMALIN」についての営業上の信用と権利を保護するという観点から, 裁判所は「DERMALINE DERMALINE, INC.」についての商標出願の拒絶を維持した。

(IV) シンガポール

(a) 特許— Muhlbauer : シンガポール特許法の重要原則の学識のある言明

シンガポールのような政府の政策が先行投資/研究開発に重きを置いている管轄地においては, 皮肉にも, 高等裁判官が特許の法律を実質的に審理する機会は今まであまりなかった。控訴裁判所(Court of Appeal (CA))に提起される特許訴訟は, とてもまれである。しかしながら, *Muhlbauer AG v. Manufacturing Integration Technology Ltd* (2010) SGCA 6 はそのような機会の一つであり, 控訴裁判所は両手でその機会をつかんだ。控訴裁判所は, 学識のある判決において, 特許法に関する多数の重要な問題を広範囲にわたって考慮し, 見解を述べた。そのいくつかはシンガポールにおいて裁判所がこれほど詳細に議論することはこれまでなかったものである。

Muhlbauer AG (控訴人) は, 「電子部品を検査し回転させるデバイス」に関するシンガポール特許 No. 117982 の登録された所有者である。*Manufacturing Integrated Technology Ltd* (被控訴人, 「MIT」という) は前述の特許を侵害したと申し立てられた。MIT は, すべてのクレームを侵害したことを認めたものの, 当該特許は, 新規性および進歩性を欠くことを理由に無効であると反訴した。

新規性の判断

控訴裁判所は, *General Tire & Rubber Co. v. The Firestone Tyre & Rubber Co.* 事件を引用して, 「新規性欠如」と言えるためには, 先行技術に含まれる指示内容は, その指示内容に従うと, 特

許権者の特許が有効であったならば、クレームを侵害するものに必然的に導かれざるを得ないほど明確なものでなければならぬという見解を述べた。

進歩性の判断

控訴裁判所は *Windsurfing International Inc. v. Tabur Marine (Great Britain) Ltd* (1985) RPC 59 事件において築かれた4ステップテストが進歩性の有無を決める体系的なアプローチを提供していると述べた。

特許解釈

控訴裁判所は、裁判所によって一貫して採用されてきた規則に従う、すなわち、本発明の本質的な特徴を決定するために特許クレームを目的にかなって解釈することを決めた（それにより、*Catnic v. Hill Smith* 事件における上院の立場をあらためて表明した。*Catnic* テストは、*Kirin-Amgen v. Hoechst Marion Roussel Ltd* 事件において Hoffman 卿によって特許解釈の「根幹」であるとまで言われてきた。）

専門家の役割

控訴裁判所は、特許手続きにおいて専門家の役割は重要ではないと断定的に言明した。しかし、専門家の意見により、裁判所は特許のクレームと技術的な専門用語を理解することが可能になるとした。

商業的成功

商業的成功は、新規性および進歩性に関する限り、決定的なものではないけれども、特許の新規性と自明性の補強証拠として、小さなものではあるが、一つの役割を果たすものであるとの見解を述べた。

本件の事実を照らすと、控訴裁判所は、前述の原則を適用して特許が新規であると考えた。さらに、特許は非自明であるとの結論に達した。このように、控訴裁判所は特許法のいくつかの重要原則について見解を述べ、シンガポールにおける立場を明確にした。*Muhlbauer* 事件は、シンガポールの特許法に関する限り、一番の権威であることはほぼ間違いなく、控訴裁判所による別の学問的な特許判決を読む機会に恵まれるまでにはかなり長く待つことになろう。

(b) 商標—シンガポールでは共通点をもつ商標の登録はどれくらい当たり前のことか？

別の商標の一部を組み込んだ標章の使用を独占しようとする企みが頻繁になされている。出願が同じ区分（類）および／または関連する区分（類）に対するものである場合、特に深刻な二分法に直面する。仮にその出願が受理されたなら、それは、最初の標章の所有者が作った業務上の信用に新しい登録者が「便乗する」ことが（少なくとも部分的に）可能になることを意味する。反対に、その出願が却下されたなら、それは、最初の登録者が有利にその標章／単語を自由に独占できることを意味する。シンガポール商標登録には、共通点をもった標識がたくさんあるが、この問題は、裁判官による様々な解釈の題材となってきた。高等裁判所（Honorable High Court (HC)）は、*Ozone Community Corp v. Advance Magazine Publishers Inc.* (2010) SGHC 16 事件における並外れて良く書かれた判決において、この不明確性を大部分取り扱う。

デザイン／ファッションハウスの Ozone Community Corporation は、第16類、とりわけ、印刷物、絵画および書画に対して標章「HYSTERIC GLAMOUR」を登録するために出願した。この出願は、第16類の雑誌、書籍および出版物に対する標章「GLAMOUR」の所有者である Advance Magazine Publishers Inc. によって異議が申し立てられた。問題の2つの標章は図案化されていないものであった。主席補佐官の決定に不服であった両者は、控訴裁判所に互いに控訴した。

控訴裁判所が事件を引き受ける

(a) 視覚的類似性

控訴裁判所は、標章の「不完全な記憶（imperfect recollection）」と「全体的な印象」というよく引き合いに出される原則を改めて表明しながら、二つの標章が共通点を含む場合、標章の長さ、構造、使用される文字が、他の重要な決定要因となるとの見解を述べた。本事件では、標章「HYSTERIC GLAMOUR」と標章「GLAMOUR」は視覚的に類似していないと認定された。

(b) 聴覚的類似性

控訴裁判所は、聴覚的類似性は第一印象にもとづくものであり、定量的評価にもとづいて評価する必要があるとの見解を述べた。このようにして、対象の標章は聴覚的に類似していないと認定された。

(c) 概念的類似性

控訴裁判所によれば、概念的類似性は、視覚的／聴覚的類似性がある場合に限り、意味があるとすることは不正確であろう。要するに、各タイプの類似性の相対的な重要性は変わりうるということである。

(d) 標章「GLAMOUR」の識別力のレベル

控訴裁判所は、これは重要な要因であると強調した。もちろん、評価は事案毎になされるであろう。

(e) 商品間の類似性

商品が類似しているという単なる事実は、その事実自体では、混同があることを意味しない。商品の出所に関する混同という要素が存在しなければならない。

控訴裁判所は、第16類において標章「HYSTERIC GLAMOUR」の登録を許可した。事実関係は事案毎に異なるが、この判決はきわめて貴重な指針の役割を果たす。評価がこれらの原則にもとづいたものであるなら、標章を登録し、引例を回避する上での成功率に関してある程度良い予想が得られるであろう。

(V) タイ

(a) 意匠

物品の形状、構成または装飾上の特徴において新規性がある場合に限り、「意匠特許」は付与されうというのが古くからの法律である。物品の技術的機能性を拡張する特徴において新規性があるなら、適切なIP保護は特許であり、意匠ではないであろう。しかしながら、ときには企業は、特許付与の実体審査を回避するために、意匠保護というより速く安価な選択肢を選ぶ。この戦略は、*Dcon Products Co. Ltd. (Plaintiff) V. Department of Intellectual Property* (最高裁判決9733/2552) 事件において示されたように、ある場合にはたいへん費用のかかるものであることがわ

かる。

原告は、二つの異なるデザインをもつ新しいプレレスト・コンクリート厚板を建設業で用いるために開発した。この新しい厚板は先行技術よりも技術的に優れているが、外形、装飾あるいは構成について新規なものはなかったという事実にもかかわらず、原告は特許よりも意匠保護を選んだ。事実、製品が意図された状態に置かれると、新しいデザインの新規の特徴は外側から視認すらできなかった。その製品の技術的特徴が厚板の内面に隠れてしまうからである。

知的財産局 (Department of Intellectual Property) は、形状、構成または装飾上の模様において何ら新しい特徴を特定できないから、2つの意匠出願は新規性を欠くとして拒絶した。原告はその後、知的財産および国際取引中央裁判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court (IP & IT Court)) に控訴したが、裁判所は原告の控訴を棄却した。原告はその後、最高裁判所に上告した。しかし、最高裁判所は、意匠の新規性が製品の機能的側面を改善したのであるから、適切な保護は特許であり、意匠ではないとの見解を述べた。

(b) 商標—タイにおける周知標章の記録—有力なツール

パリ条約 (6条の2) および TRIPS 協定を含むいくつかの国際的法律文書は、加盟国が周知商標の保護を与える仕組みを提供するように義務づけている。

タイは2008年にパリ条約に加盟したばかりであるが、1995年にWTO加盟国になったことにより、(TRIPS16条により)パリ条約6条の2を実行するように強制された。タイは国際条約の要件に一字一句順守することはないという好ましくない評判がある。しかしながら、驚くべきことに、タイは、周知商標の保護に対する仕組みを提供する数少ない管轄区域の一つである。多くの他の管轄区域は単に、周知商標の間接的保護を提供するだけである (そのため審判を通じて周知性を立証することを余儀なくされる)。タイにおけるこの仕組みは、これとは大きく異なり、相対的に簡単な記録手続きであり、(金銭だけでなく時間の意味でも)非常に大きな節約になる。

商標法は周知商標に対する保護を与えるが、効力のある執行手段を欠いている。知的財産局 (Department of Intellectual Property (DIP)) が周知商標の記録に対して具体的な仕組みを導入したのは 2005 年になってからであった (周知商標の通知に関する規則 2005 参照)。いくつかの周知商標がそれ以来記録されている。

記録の出願は、「使用」を証明する証拠とともに提出する必要がある。関係当局は、とりわけ、関係する区域で標章が知られ／認識されている程度；標章の使用の期間、範囲および地理的領域；標章の広報宣伝 (展示会での広告／宣伝、展示を含む) の期間、範囲および地理的領域；他の管轄区域 (もしあれば) において成功した登録／保護の記録および標章のブランド価値を確かめるために、証拠を詳細に調べる。

標章が要件を満たしていることを確信した場合、標章は「周知」商標として記録される。記録が拒絶されても、すべてが失われるわけではなく、出願人は、規定された期限内に拒絶に対して応答する権利がある。

記録によりいくつかの利益がもたらされる。周知商標の所有者は、(登録を求めた区分 (類) に関係なく) 類似／同一標章の登録を阻止する機会が与えられる。記録はすべての区分 (類) にわたる保護を自動的に与えるものではないけれども、(別の同一／類似標章の) 潜在的な登録者がそのような標章を独占するのを防ぐことができる。さらに、周知商標と同一／類似の商標の登録のために出願したとしても、周知商標が引例として挙げられるため、それにより、間接的ではあるが (周知商標の所有者がインターフェアランスを起こすことなく)、周知商標に保護が与えられる。

周知商標の記録は本当に有力なツールである。しかしながら、所有者はタイでこの独特のシステムを十分には利用していない。周知商標の所有者

であり、周知性を証明する十分な証拠があると信じるなら、あまり手間をかけずに、直ちに周知商標の記録に進もう！

3. まとめ

これまで述べてきたことから明確にわかるように、法律は確かに発展し、並々ならぬペースで発展し続けている。ASEAN 各国とインド亜大陸において顧客の地位を最大化するには戦略的な手段を講じる必要がある。司法が成熟するにつれて、判例の品質も裁判所が採用するアプローチも飛躍的に改善されてきた。急速な開発に取り組んできたが、法律が、多くの場合、技術的な開発にペースを合わせることができなかったことを指摘するのは不公平ではないだろう。これは確かにアジアの国々に限られることではないが、法律と技術の間で果てしない「いたちごっこ」があるのは、発展途上の経済圏においてはなおさらのことであり、発展途上の経済圏では、知的財産の法律は、より発展した経済圏の法律に酷似したものになる傾向がある。

より肯定的な面としては、国々が最近の経済危機に取り組み続け、今もその困難を受け入れているという事実にもかかわらず、知的財産と研究開発の投資を推進する力は衰えていない。政府が投資に引き込み、研究開発の後押しをするために一層の努力をしていることに言及できるのは心強いことである。企業はこの機会を両手でつかみ、自らの知的財産の保護に賢明に投資すべきである。これはまた、企業が包括的な IP 戦略を開発して、機会の広がるこれらの管轄地において保護を求めなければならないことを意味する。これまで述べてきたことからわかるように、出願人が知的財産の保護を取得するための数多くの選択肢がある。顧客は自分の最大の関心事に心を留めつつ、可能な限り最速のタイムフレームで知的財産の保護を取得するために正しい道筋を選択する必要がある。

(原稿受領 2011. 5. 17)